

保険代理店の皆様からの 企業案件のご相談 ご紹介が増えています



日頃より多大なるお力添えをいただき、改めて御礼申し上げます。

これまで、保険代理店の皆様からは、交通事故の案件のご相談をいただくことが多かったのですが、 ここ数年、「企業案件の相談・紹介は可能か」とのお問い合わせをいただくことが増えてまいりまし た。そこで、改めて当事務所での企業分野の取扱いについてご案内します。

当事務所は、現在、千葉県の企業様を中心に、約400社の企業様より顧問契約をご依頼 いただいており、企業に関する案件につき、多数の解決実績がございます。

業種や企業規模を問わず、様々な企業のお客様のご相談を常時お受けしておりますが、特に、企業様の労働問題、 契約書のチェック・作成、債権回収、交渉・訴訟等の紛争対応、会社倒産等の分野に注力しております。

例えば、保険代理店の皆様からご紹介いただく企業案件としては、以下のものが多いです。

- ・労災発生時の対応(事故発生時の初動対応、従業員からの損害賠償請求の対応など)
- ・残業代請求、解雇、ハラスメント等の従業員トラブル
- ・各種事故発生時の企業間トラブルの対応(交通事故、火災、業務上のミスなど)

ご紹介いただいた案件につきましては、初回相談無料にて対応いたしますので、もしお困りの企業様がおりまし たら、当事務所の面識のある弁護士か、弁護士 前田徹のアドレス(maeda@yotsubasougou.com) まで、お気軽にご相談いただけますと幸いです。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

当事務所の取扱い分野















お受けしております

※一部お取り扱いして いない分野もございます

解決事例をご紹介します



従業員からの労災における損害賠償訴訟を提起された会社が弁護士に依頼して大幅減額で和解となった事例

建設業を営むA社は、以前現場作業中に発生した労災事故に関し、従業員から損害賠償請求の裁判を起こされてしまいました。

労働災害で裁判になったのは初めてであり、どのように対応して良いかもわからず、顧問の社会保険労務士 の先生のご紹介で、よつば総合法律事務所に相談しました。

弁護士からは裁判の見通し、今後の流れ、費用の見積もりなどの説明がありました。A社は初回相談後、すぐによつば総合法律事務所に依頼しました。

裁判には約1年半かかりましたが、最終的には従業員と和解が成立して終了しました。和解での支払金額は当初の請求金額から大幅に減額された金額となりました。



退職した元従業員から残業代を請求された会社が弁護士に依頼して会社の主張を裁判所に認めてもらい、有利に解決した事例

サービス業のB社は、元従業員から残業代請求で労働審判を起こされてしまいました。他の元従業員もその話を聞きつけて請求をしてきているような状況でした。

困ったB社は、顧問の税理士の先生のご紹介でよつば総合法律事務所に相談しました。

早急な対応が必要であったため、すぐに弁護士に依頼し、代理人として対応してもらいました。

労働審判では、労働者側から残業時間の主張がされましたが、会社からすると正当性が疑わしいものでした。そこで、弁護士が会社の主張を整理して裁判所へ説明しました。

結果的に裁判所からこちらの主張への一定の理解が示され、元従業員の当初の請求額と比較して大幅に減額 した金額で和解することができました。



従業員の業務中の交通事故について弁護士が適切にアドバイス、対応したこと で会社側の主張を相手方が認めた事例

運送業を営むC社は、従業員の交通事故に関するトラブルを抱えていました。事故の内容は、トラックを従業員が運転し、交差点で一時停止したのち右折を開始しようとしたところ、その後ろにいた軽自動車が強引に前に出て来たのが原因で衝突事故が発生したというものです。

C社は事故の相手方にトラックの修理代と休車損を請求しましたが、相手方はお互い動いていたことを理由に C社トラックにも過失があるとして支払いを拒否しました。

弁護士がドライブレコーダーの解析、刑事記録の取り寄せ、過去の裁判事例の調査などを行いました。それら の調査結果を踏まえて、会社の主張記載した書面を弁護士名義で相手方に出したところ、相手方かこちらの 主張を認め、早期に無事解決することができました。



お電話でのお問い合わせはこちらから

フリーダイヤル 0120-916-746

企業法務サイト



発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。 弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属し、 本書面の発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。